明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（総務八一）　一
〔告示〕
○総務大臣が別に告示する無線設備を定める件（総務三二三）　四
○人体（頭部及び両手を除く。）における比吸収率の測定方法及び人体頭部における比吸収率の測定方法を定める件（同三二四）　八
○平成二十三年総務省告示第二百七十九号の一部を改正する件（同三二五）　二
○平成二十三年総務省告示第二百八十一号の一部を改正する件（同三二六）　二
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二七三～二七五）　二
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社工事完了、型式適合認定関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　二七
会社その他
会社決算公告　二六

省令

○総務省令第八十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条、第三十八条の六第一項及び第二項、第三十八条の二十四第二項及び第三項、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第三十八条の三十三第六項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月二十三日

総務大臣　新藤　義孝

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二の見出し中「人体頭部」を「人体」に改め、同条第二項中「前項の人体頭部における」を「前二項に規定する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「（電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、さらに六分で除して得た値をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局（インマルサットＧＳＰＳ型に限る。）の無線設備（以下この項において「対象無線設備」という。）は、対象無線設備から発射される電波（対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備（総務大臣が別に告示するものに限る。）から同時に複数の電波（以下この項において「複数電波」という。）を発射する機能を有する場合にあつては、複数電波）の人体（頭部及び両手を除く。）における比吸収率（電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。）を毎キログラム当たり二ワット（四肢にあつては、毎キログラム当たり四ワット）以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

一　対象無線設備から発射される電波の平均電力（複数電波を発射する機能を有する場合にあつては、当該機能により発射される複数の電波の平均電力の和に相当する電力）が二〇ミリワット以下の無線設備

二　前号に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備

第四十九条の十八第一号中「（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二号中「（対地静止衛星以外の人工衛星をいう。以下同じ。）」を削る。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「工事設計に基づく特定無線設備又は当該特定無線設備について変更の工事を行つたもの」を「特定無線設備の工事設計に基づく特定無線設備」に改め、同項各号を次のように改める。

一　適合表示無線設備の工事設計に基づく特定無線設備

二　適合表示無線設備について変更の工事を行つた特定無線設備

三　設備規則第十四条の二の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備が収められているもの